

別記様式第2号(第3条関係)

第 号

指 定 書

名 称

所在地

第1項第1号ハ  
道路交通法施行令第33条の5の3 第2項第1号ハ の規定により、上記の届出自動車教習  
第4項第1号ハ

所が行う教習の課程

(  
教習課程(大型)  
教習課程(中型)  
教習課程(準中型)  
教習課程(普通)  
教習課程(大自二)  
教習課程(普自二)  
教習課程(大型二種)  
教習課程(中型二種)  
教習課程(普通二種)  
)

を指定する。

年 月 日

公安委員会 印

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。